

公 示 日 : 2025 年 2 月 26 日 (水)

調達管理番号 : 24a01036

国 名 : コートジボワール

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ 2 (収穫
後処理)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 収穫後処理
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 4 月上旬から 2025 年 9 月下旬
- (2) 業務人月 : 2.75
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第一次 準備業務 2 日、現地業務 45 日、整理業務 1 日
 - ・ 第二次 準備業務 0 日、現地業務 30 日、整理業務 2 日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第一次現地業務を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 3 月 12 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通

じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 3 月 24 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	収穫後処理に係る各種業務
対象国及び類似地域	仏語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語（仏語ができればなお良い）。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」）は国土の大部分が熱帯モンスーン気候に属し、南部の平均降水量 1,600～2,200mm、月平均気温 25.0～28.3 度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業は GDP の 21%を占め、労働人口の 36%が従事している。生産される食用作物はヤムイモ・キャッサバ・コメ等多様にある中、コメだけが輸入に依存しており、国内消費量 275 万トン（2018 年）のうち、約 50%を輸入している¹。

コートジボワール政府は「国家開発計画」（2016 年～2020 年）の中で、「農業の競争力強化及び生産者の収益向上、食糧安全保障」を掲げている。また、国家農業投資計画（PNIA）フェーズ 2（2017-2025）が 2017 年 11 月に策定されており、GDP の 21%を占める農業を、競争力がありかつ持続可能な基幹産業として育成し、その発展の恩恵が広く共有されることを目指している。PNIA フェーズ 2 は、①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げ、7 年間で 4.3 兆 FCFA（約 0.8 兆円）を同分野に投資する予定にしている。

特に稲作部門においては、2007-2008 年の国際的な食料価格高騰を背景に、2008 年に国家稲作振興戦略（SNDR）が策定され、2011 年にその改訂版「SNDR 2012-2020」を発表している。SNDR においては、「コメの自給達成及び輸出国への転換」というビジョンを掲げながら、①持続可能な国産米生産システムの確立、②国産米の付加価値化、③政策策定者、バリューチェーンアクター、及びアクター間の連携体制確立を柱に国産米振興に取り組んでいる。

このような状況下、JICA は 2014 年より国家コメセクター開発機構（ADERIZ）を G/P 機関として、技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014 年～2020 年）を実施し、稲作・精米技術の向上や優良種子・クレジットといった投入へのアクセスの改善、バリューチェーン関係者の連携強化、国産米販売促進活動を通じた、コメ生産量及び販売量の増加に取り組んでいる。この結果、対象農家の生産量及び販売量が事業前と比べ 50%増加した他、金融機関のコメ分野への参入促進、バリューチェーン関係者の連携強化などの成果が表れている。今後、さらに国

¹ 以下、コメ需給データの出典は USDA : PS&D Online (2019)

産米振興を促進するためには、コメバリューチェーンの中でも国産米販売意欲の高い精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、国産米の質の向上のための種子生産、収穫後処理の改善などが必要である。また、安定的な生産・収穫のためには適切な農業機械の導入及びメンテナンス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要である。

こうした背景のもと、コートジボワール政府は PRORIL のバリューチェーンにおける活動成果の拡大及び持続的な農業機械化を図るため、国産米振興を目的とした技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ 2 (PRORIL2)」を我が国に対し要請した。

更なる国産米の振興のためには、①精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、②国産米の質の向上のための種子生産及び収穫後処理の改善とともに、③安定的な生産・収穫のための適切な農業機械の導入及びメンテナンス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要であり、本プロジェクトでは、投資可能な国産米サプライチェーン (SC) の確立を通じて、コメの販売量と質を向上させることを目的としている。

本専門家は、上記②の収穫後処理の改善に貢献するものである。

(1) 「国産米振興プロジェクトフェーズ 2 (PRORIL2)」の概要

① プロジェクト実施期間：2021 年 2 月～2026 年 2 月 (5 年間)

② プロジェクト目標：投資可能な国産米サプライチェーン (SC) の確立を通じて、コメの販売量と質が向上する。

③ 期待される成果：

成果 1：最適化された農業金融サービスが国産米 SC に供給される。

成果 2：持続可能な農業機械サービスの体制が確立される。

成果 3：対象 SC の良質種子の生産・使用能力が向上する。

成果 4：対象農家、精米業者、流通業者の収穫後処理・品質管理技術が向上する。

成果 5：成果 1～4 を通じて確立された SC 強化にかかる活動が他の国産米 SC に広がる。

④ 対象地域：全国

⑤ 実施機関／カウンターパート (C/P) 機関

責任機関は、国務・農業農村開発省 (MEMINADER)、実施機関は国家コメセクター開発機構 (ADERIZ) となる。

⑥ 本プロジェクトチームの人員構成

本プロジェクトは JICA 直営専門家 3 名 (チーフアドバイザー、農業機械アドバイザー (シャトル派遣)、業務調整／コメバリューチェーン構築補佐) 及び複数名のコンサルタント (当該専門家の他、副チーフアドバイザー／コメバリューチェーン構築、種子生産、農業金融) で構成されている。

7. 業務の内容

対象の国産米サプライチェーン（SC）関係者の収穫後処理技術の向上、収穫後ロスの減少及び最終生産物の品質向上を行うとともに、プロジェクトC/P機関の持続的な収穫後処理の仕組みを確立する。

本契約における業務は大きく4つに分類される。

- ① コメの品質向上のための農家・精米業者向けの技術指導
- ② 収穫後処理技術の実証試験と普及に向けた支援
- ③ コメの品質検査・分析能力強化と検査ラボ実施体制の強化
- ④ JICA関連事業との連携検討

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）第一次準備業務（2025年4月上旬）

① 本プロジェクトの内容及び収穫後処理支援の把握

要請背景・内容、案件の機械化、収穫後処理支援に係る基本的な考え方を把握・分析する。（要請書・関連報告書、詳細計画策定調査報告資料、過去のコンサルタントの報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報）

② ワークプランの作成

本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン（英文または仏文）を作成し、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。なお、ワークプランでは、プロジェクトチームの一員として本専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。

（2）第一次現地業務（2025年4月上旬～5月下旬）

① ワークプランの最終化

現地業務開始時に、プロジェクトチーム²、カウンターパート（C/P）機関、JICA コートジボワール事務所、JICA経済開発部に対してワークプランの説明を行い、その内容を協議の上、必要に応じてワークプランを修正・更新し、JICA経済開発部の承認を得る。

また、収穫後処理を担当するプロジェクトC/Pや現地スタッフ（N/S）等の現地関係者にワークプランの説明を行い、意見交換を行いつつ、十分な理解を得る。

² 特にチーフアドバイザー、副チーフアドバイザー、農業機械アドバイザーと十分に業務計画について協議すること。

② 収穫後処理に係る技術指導の実施

コメの品質向上のため、他の専門家及びC/Pと協力しつつ、2025年におけるプロジェクトの対象生産者組合及び農家に対する圃場レベルでの適切な収穫後処理（穂を濡らさないような収穫方法、乾燥方法等）、及び精米業者に対する適切な精米方法（乾燥方法、コメ品質検査ラボ（通称LABORIZ）検査結果の活用方法等）に関する技術指導を行う。技術指導については、これまで生産者組合及び農家向け、精米業者向けの2種類の研修を行ってきており、農業機械アドバイザーやC/Pと相談のうえ、現場ニーズに応じて適宜研修内容の改善・見直しを行い、研修教材の取り纏めについて検討を行い、プロジェクト終了後でもC/P自らが研修実施できるよう助言する。

③ 収穫後処理技術の実証

コメの品質向上の実証を行うために、国際機関や民間企業との連携を通じて籾乾燥機や異物除去機械（石抜き機、色彩選別機等）の導入を開始している³。他の専門家及びC/Pと協力して、機材の維持管理方法や国内製造に関する検討をするとともに、これらの機械導入によるコスト分析および経済性評価にかかるデータ収集と分析を行うための指導をプロジェクトC/Pに対して行う。籾乾燥機の実証、普及においては、アフリカ稲センター（AfricaRice）、コートジボワール熱帯技術協会（I2T）等の関係機関との連携による、コートジボワール国内での製造を含む、普及の可能性を検討する。色彩選別機については、C/P機関以外による活用についても検討する。

④ コメの品質検査と分析

籾米及び精米の品質改善を促すため、プロジェクト事務所内に設置したコメ品質検査ラボ（LABORIZ）について、作成済みの運用ガイドラインに従い、C/Pと協力してラボの運用を行うとともに、品質検査データの収集と分析を行う。また、支援対象の生産者組合及び農家、精米業者、流通業者等に収穫後技術の導入有無に関連する分析結果を提供する。

⑤ JICA関連事業との連携検討

日・アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT）、「中小企業・SGDsビジネス支援事業」、CARD無償等のJICAが実施する収穫後処理／農業機械に関連する案件との連携を検討する⁴。

⑥ 第一次現地業務結果の報告

担当分野に係る現地業務結果報告書（案）（英文（または仏文））を作成し、

³ 乾燥機はすでに精米業者3社を選定済みであり、実証活動を開始している。石抜き機は実証後にC/P機関自身の予算で約40台の導入が進んでいる。

⁴ 農業機械アドバイザーと協力し、農業機械関連情報全般、デモンストレーションに適した圃場、実証・ビジネスモデルのデータ等情報収集、および実施における連携を検討する。

JICA経済開発部、コートジボワール事務所、プロジェクトチーム、C/P機関に事前に共有した上、現地業務結果の報告を行う。

⑦ プロジェクト報告書の作成支援

ワークプランや現地業務結果報告書をもとに、プロジェクトが作成する年間計画書のうち担当分野の執筆を行う。執筆の際は予めプロジェクトチームと執筆内容を協議すること。

(3) 第一次整理業務 (2025年5月下旬)

① 現地業務結果報告書の提出

現地業務結果報告で得られた関係者からのコメントを踏まえ、現地業務結果報告書(英文(または仏文))を最終化し、現地業務から帰国後1週間以内にJICA経済開発部に提出する。

② ワークプランの更新

現地業務結果に基づいてワークプランを改訂する。

(4) 第二次現地業務 (2025年6月~8月下旬のうち30日間)

① ワークプランの最終化

現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P機関、JICAコートジボワール事務所、JICA経済開発部に対してワークプランの説明を行い、その内容を協議の上、必要に応じてワークプランを修正・更新し、JICA経済開発部の承認を得る。

② 収穫後処理に係る技術指導の実施・モニタリング

第一次現地業務にて技術指導を行った精米業者に対し、技術の定着状況のモニタリングおよび追加指導を行うと同時に、研修教材の取り纏めを収穫後処理担当C/Pと行った後、C/P機関の収穫後処理関係者と検討をして最終化する。

③ 収穫後処理技術の実証

第一次現地業務で実施したコメの品質向上の実証活動のモニタリングを行う。技術的・経済的有効性が確認された収穫後処理技術については、他の専門家及びC/Pと協力して、その普及の可能性を検討し、プロジェクト終了後のC/P機関による活動内容の提言をする。

④ LABORIZ運用方法・体制の改定

品質検査データの収集と分析の実施状況、およびコメの品質検査ラボの運用状況を確認し、品質検査データの収集と分析、検査結果の活用、品質検査ラボの適切な運用のための支援を継続する。必要に応じてガイドライン等の改訂等を行い、C/P機関と最終化する。プロジェクト終了後のC/P機関自身によるLABORIZの運営のための提言を取りまとめる。

- ⑤ プロジェクト報告書の作成支援
ワークプランや現地業務結果報告書をもとに、プロジェクトが作成する年間報告書のうち担当分野の執筆を行う。執筆の際は予めプロジェクトチームと執筆内容を協議すること。
 - ⑥ JICA関連事業の側面支援
第一次現地業務に引き続き、AFICATや中小企業・SGDsビジネス支援事業等の収穫後処理／農業機械に関連するJICA案件との連携を検討する。
 - ⑦ 第二次現地業務結果の報告
担当分野に係る専門家業務完了報告書（案）（和文及び英文（または仏文））を作成し、JICA経済開発部、コートジボワール事務所、プロジェクトチーム、C/P機関に事前に共有した上、現地業務結果の報告を行う。
- (5) 第二次整理業務（2025年9月上旬～9月下旬）
- ① 専門家業務完了報告書の提出
現地業務結果報告で得られた関係者からのコメントを踏まえ、専門家業務完了報告書（和文及び英文（または仏文））を最終化し、JICA経済開発部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) ワークプラン（各現地業務期間開始時）
現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
電子データ（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関）
- (2) 現地業務結果報告書
第一次現地業務期間終了時（第一次整理業務で最終化）。英文または仏文。
提出部数は以下のとおり。
電子データ（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関）
- (3) 専門家業務完了報告書（和文及び英文（または仏文）：電子データ）
2025年9月26日（金）までに提出。
業務全体にわたる活動を取りまとめた専門家業務完了報告書を、JICA 経済開発部及びコートジボワール事務所に提出し、報告する。
- (4) 技術関連資料
収穫後処理技術実証結果（経済性評価結果を含む）、コメ品質検査分析結果、

収穫後処理研修教材、LABORIZ のガイドラインを専門家業務完了報告書の別添として提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他留意事項

- 1) 同国アビジャン市内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律20,900円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。
- 2) アビジャン市内の宿泊日数は各現地業務で5日間、計10日間を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は以下の通り想定していますが、「7. 業務の内容」の記載内容をもとより適切な現地業務期間を提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

- 第一次現地業務：2025年4月上旬～2025年5月下旬

- 第二次現地業務：2025年6月～2025年8月下旬のうち30日間⁵

② 現地での業務体制

本プロジェクトには「6. 業務の背景」に記載の専門家等が従事しています。本業務では、チーフアドバイザーの指示のもと、他の専門家とも協力しながら業務を行います。また、基本的なアレンジについては、現地に派遣中の業務調整員（長期派遣）が行います。なお、本業務従事者の現地業務期間中には、農業機械アドバイザーの派遣を予定しています。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：あり（※プロジェクト車両）
- エ) 通訳備上：必要に応じて通訳の備上（仏語⇄英語）を行う。
- オ) 現地日程のアレンジ：現地に派遣中の専門家等が支援を行う。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス（ヤムスクロ市内）における執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査報告書（和文）（2019年10月）
- コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2 現地業務結果報告書（英文）（農業機械／収穫後処理）（2022年2月）
- コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2 現地業務結果報告書（和文）（収穫後処理／農業機械）（2023年7月）
- コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2 現地業務結果報告書（和文）（農業機械／収穫後処理）（2024年9月）

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで開催されています。

- コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ1 終了時評価報告書（和文）（2018年7月）

⁵ コートジボワールでは2025年10月下旬に大統領選挙が予定されていることから、プロジェクトチームと協議の上、適切な現地業務期間を検討・調整すること。

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12322277.pdf>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますの

で、そちらへの入力をお願いします。

以上